

# 中央新幹線(品川・名古屋間)の 使用の認可に関する処分の手続について

国土交通省 都市局 都市政策課

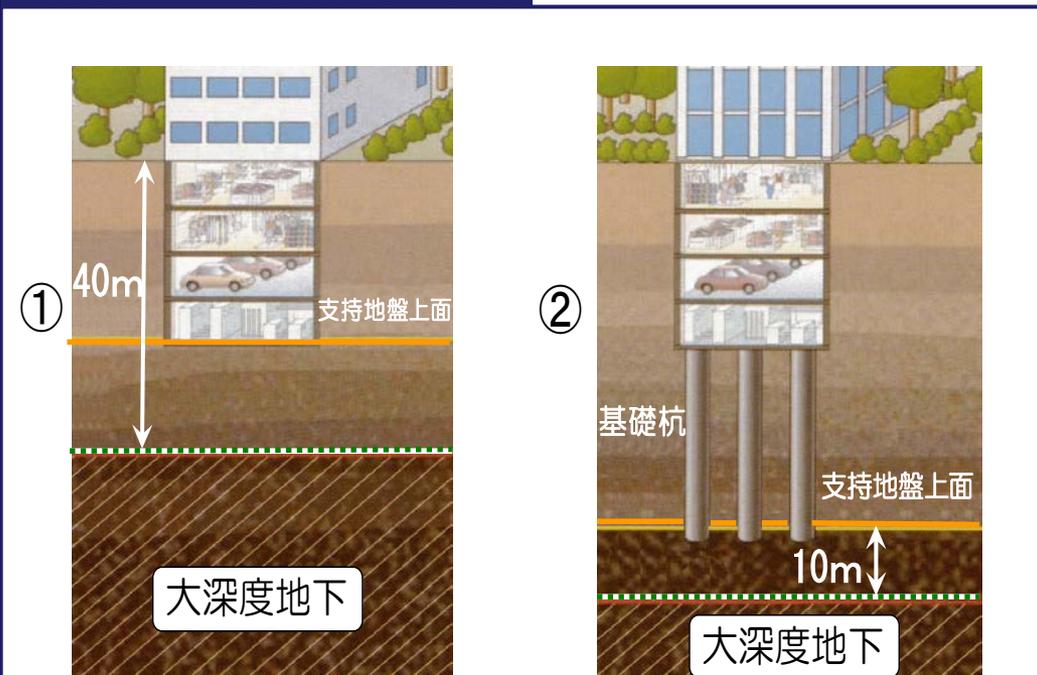
平成30年5月

# 大深度地下使用認可の手續について ①

## 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(道路事業(東京外かく環状道路(関越～東名))、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

## 大深度地下の範囲(法第2条等)



地下室の建設のための利用が通常行われない深さ  
(地下40m以深)

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ  
(支持地盤上面から10m以深)

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

## 対象地域(法第3条等)

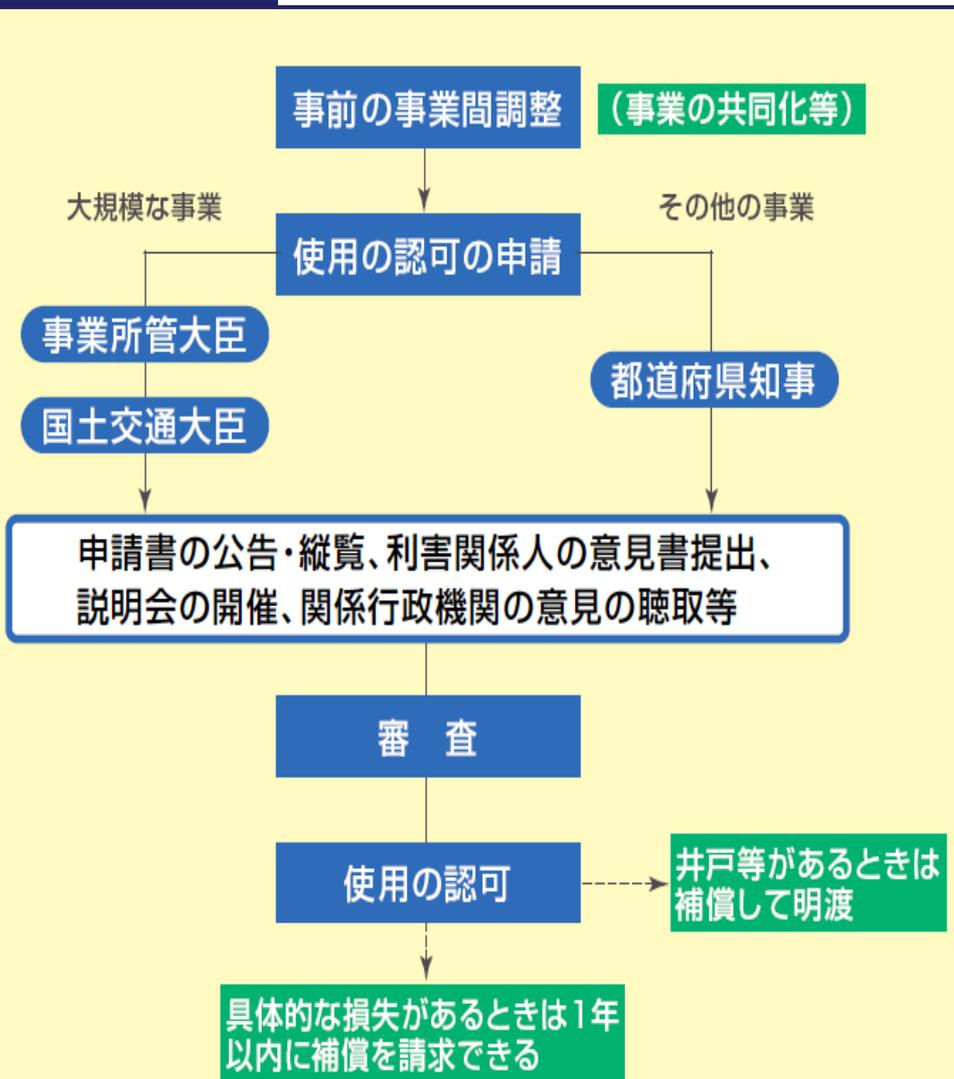


愛知県	名古屋市	豊田県の一部	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	津島市	碧南市	刈谷市	豊田県の一部
	安城市	西尾市	大山市	常滑市	江南市	小牧市	稲沢市	東海市	大府市	知多市
	知立市	尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	愛西市	清須市	北名古屋	津富市
	東郷町	長久手町	豊山町	大口町	扶桑町	大治町	蟹江町	飛鳥村	阿久比町	東浦町
	南知多町	美浜町	武豊町	あま市	幸田町	みよし町				
三重県	四日市市	桑名市	いなべ市の一部	木曾岬町	東員町	朝日町	川越町			

※大深度地下使用法制定時における、中部圏開発整備法に規定する都市整備区域の区域内にある市町村の区域

# 大深度地下使用認可の手續について ②

## 使用認可の手續き



## 使用認可の要件(法第16条)

- 1号要件： 事業が第四条各号に掲げるものであること。
- 2号要件： 事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること。
- 3号要件： 事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。
- 4号要件： 事業者が当該事業を遂行する十分な意志と能力を有する者であること。
- 5号要件： 事業計画が基本方針に適合するものであること。
- 6号要件： 事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。
- 7号要件： 事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でないことと認められること。

## 関係行政機関の意見の聴取(法第18条)

- ①国土交通大臣は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、関係のある行政機関の意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、原則として関係のある行政機関の意見を求めなければならない。
- ②関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣に対して意見を述べることができる。

例:安全の確保、環境の保全、文化財の保存 等

※大深度地下使用協議会における協議(法第7条)を通じて実施

## 手続の流れ・今後の予定

